

第58課 債権 — 債務不履行その2

まず、履行遅滞についてももう少し詳しく見てみよう。

どのような条件が揃えば、履行遅滞と言えるであろうか。これが履行遅滞の要件の問題である。一般的には①債務が**履行期**に履行可能であること、②履行期を徒過したこと③履行期に履行しないことが違法であること（言い換えれば、法律上の正当な理由がないこと）、そして、④履行が遅れていることが、債務者の**責めに帰すべき事由**に基づくこと、の4つの要件が必要であるとされている。

このうち①の要件については、履行可能でなければ、履行遅滞ではなく、履行不能の問題となるので、当然であるし、②については、履行期が来ていないのに遅れの責任を負わされるいわれはないので、これも当然である。③については、例えば、売買契約で、物の引き渡しと代金は引き替えに行うことになっているのに、売主が履行期に買主に物を引き渡さない場合、買主としては、履行期が来たからといって、物ももらえないのに代金だけ払わなければならないというのは不公平であるから、売り主が物を引き渡すまで代金の支払いを拒む権利があり（これを「同時履行の抗弁権」という—民法第533条）、このような、履行を拒む正当な権利があれば、履行を遅らせるのは違法ではないので、履行遅滞にはならないということである。

問題は、④の要件である。履行遅滞についても、債務者の責めに帰すべき事由、つまり履行の遅れが、債務者のせいである、具体的には債務者の故意又は過失によるものである、ということが必要だろうか。民法の条文（第415条）では、履行不能については、債務者の責めに帰すべき事由を条件としているが、履行遅滞については何も書いてない。したがって、履行遅滞については、たとえそのことが債務者のせいにするのでできない事情による場合でも、債務者は損害賠償などの責任を負う、と解釈することもできない。しかし、もう少しよく民法の条文を見ると、金銭債務の場合には、第419条第2項後段に、「債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができない」と規定されている。ということは、逆に言えば、金銭債務以外の債務については、不可抗力の場合、つまり履行の遅れが債務者のせいではない場合には、債務者は責任を負わない、と解釈できるのである。したがって、やはり、履行遅滞の場合でも、金銭債務の場合を除いては、債務者の故意又は過失が履行遅滞の要件になる、と理解されている。

履行遅滞が生じると、債権者には**損害賠償**を請求したり、債務が契約により生じたものである場合には、契約を解除（民法第540条以下）することができたりする。これが、履行遅滞の効果である。しかし、本来の履行は（たとえ遅れているとしても）まだ可能であるので、もちろん本来の履行を要求することもできる。

1 重要語句

a 履行期

要するに債務を履行すべき時期のことで、普通は当事者間で契約などにより、何月何日、というふうに決まっている（確定期限）ので、債務者は、その期限が過ぎれば、履行遅滞になる。しかし、期限が不確定（例えば、誰かが死亡したら、その子供に生活費を払う、などという債務。人間は必ずいつかは死亡することは分かっているが、その人がいつ死亡するかはあらかじめ知ることはできない）だったり、履行期の定めがない場合もある。

不確定期限の場合には、その期限が来たことを債務者が知った時から遅滞になる。履行期の定めがない場合には、債務者は「請求を受けたとき」から遅滞になる（民法第412条第3項）が、金の貸し借りなどの「消費貸借」の場合は、例外的に、債権者（貸主）は、借主が返済の準備ができるように、「相当の期間をおいて」その後に支払うように請求する必要がある（民法第591条）、「すぐに返せ」と言っても、少し期間をおいてからでないと、遅滞にはならない。

なお、契約などの当事者間の合意により発生する債務ではなく、法律の規定によって当然に発生する債務は、原則として、履行期の定めのない債務となる。しかし、不法行為による損害賠償債務だけは、不法行為の時から当然に遅滞になると解釈されている。

b 責めに帰すべき事由（せめにきすべきじゆう）

簡単に言えば、何かが起きたのは、その人のせいだ、その人の責任だ、と言えるような理由のこと。天災などの「不可抗力」といえるような出来事によって債務不履行が起こる場合以外は、たいてい債務者か債権者のどちらかに「責めに帰すべき事由」がある。

c 損害賠償

一口に損害賠償といっても、ここでは2種類のものが問題となる。一つは、履行が遅れたこと自体によって損害が発生した場合、本来の債務の履行に加えて請求することのできる損害賠償で、これを「遅延賠償」という。もう一つは、本来の債務の履行に代えて請求する損害賠償で、これを「填補賠償（てんぽばいしょう）」という。填補賠償を請求するのであれば、もちろん本来の債務の履行は請求できない。また、金銭債務については本来の債務も、金銭の支払いであるから「填補賠償」のことを考える意味はない。なお、金銭債務の履行遅滞については、遅滞によってどのくらいの損害が発生したかを債権者が証明する必要はなく、法定利息（年5パーセント・民法第404条）に基づいて計算された金額が損害額とされる（民法第419条）。